

公共工事品質確保に関する議員連盟総会（第十九回）

令和七年一月三十一日（金）八時～

於：自由民主党本部901会議室

一 開 会

二 議 事

- 1 役員の改選等について
- 2 「公共工事品質確保法に基づく運用指針」の改正案について
- 3 最近の建設業を巡る状況について
- 4 その他

三 閉 会

公共工事の品確保の促進に関する法律に基づく 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」 改正案について



「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」改正の経緯

R6.6.12 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立

6月～8月 地域発注者協議会、品確法の改正の趣旨説明会の開催
・地方公共団体・建設業団体に対し、品確法の改正の趣旨説明

8月26日～9月27日 運用指針改正骨子（案）への意見照会
・地方公共団体・建設業団体等に対し、運用指針改正骨子（案）に関する意見を収集

R6.9.5 公共工事品質確保に関する議員連盟総会

10月～11月 地域発注者協議会の開催
・地方公共団体等に対し、運用指針改正（案）の説明

11月13日～12月3日 運用指針改正（案）への意見照会
・地方公共団体・建設業団体等に対し運用指針改正（案）に関する意見を収集・反映

R7.1.31 公共工事品質確保に関する議員連盟総会

R7.2.3 関係省庁連絡会議にて、運用指針改正（案）の関係省庁申し合わせ

■対象

- 発注関係団体 1, 833団体
- 関係省庁(20)、独立行政法人等(19)、
　　都道府県(47)、政令市(20)、市区町村(1, 727)
- 建設業団体等 839団体

■結果**①骨子案（令和6年8月26日～9月27日）**

	提出団体数	意見数
合計	248	1,381
発注関係団体	131	341
建設業団体等	117	1,040

②本文案（令和6年11月13日～12月3日）

	提出団体数	意見数
合計	362	659
発注関係団体	307	398
建設業団体等	55	261

■本文案への主な意見

- 適切な工期設定の項目において、積雪寒冷地も考慮した記載としてほしい。
- 公共工事に従事する者の労働環境の改善の項目における週休2日工事の取組について、学校施設など土日のみ工事が実施可能な現場もあるため、その点を考慮した記載としてほしい。
- 国民の関心と理解を深めるための広報活動・啓発活動の充実などの必要な施策の実施に努めるとあるが、特に災害時に地域の守り手として地域建設企業等が活動する姿を広報・啓発するための具体の方法を示してほしい。
- 総合的に最も価値の高い資材等の採用について、評価基準等を示してほしい。
- 運用指針の市町村への周知徹底をお願いしたい。
担当者のみなならず首長へも周知されるよう工夫してほしい。

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正案の概要

- 運用指針とは**: 品確法第24条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて国が作成
- > 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として体系的にとりまとめ
 - > 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

- 週休2日の質の向上
- 施工時期、履行期間の平準化に係る関係部局連携 【第30条】
- スライド条項の設定と基準の作成(工事) 【第7条1項13号】
- 学校と民間事業者間の連携の促進等(国・地方公共団体)
【第26条】
【第31条】
- 国民の关心と理解を深めるための広報活動(国・地方公共団体)

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

- 地域の実情を踏まえ、担い手の育成・確保に資するよう競争参加資格等を設定
- 技術力ある企業と地域企業との連携による技術普及 【第7条1項7号】
- 受注者にならうとする者が極めて限られている場合における競争が存在しないことの確認による契約方式(参加者確認型随意契約方式)の活用
(災害対応)
- 公共工事の目的物の整備、管理等に豊富な経験、知識を有する者による被災状況の迅速な把握等

- 技術力ある企業と地域企業のJVを活用した迅速な復旧復興 【第7条1項9号】
- 災害協定に基づく工事における労災保険契約の保険料の予定価格への反映
【第7条1項1号】
【第21条】

3. 新技術の活用等による生産性向上

- 情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ 【第3条13項】
- 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化等の要素も考慮した総合的に価値が最も高い資材等の採用
【第7条1項2,6号】
【第3条6項、第29条】
- 技術開発の推進(国)
- 研究開発を委託する際の知的財産権への配慮(国)
【第28条2項】

4. 公共工事等の発注体制の強化

- 維持管理を広域的に行う連携体制の構築 【第7条7項】
- 地方公共団体を支援するための講習会等の開催(国・都道府県)
【第22条5項】
- 発注関係事務の適切な実施に係る発注者への助言(国)
【第23条】

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」改正案の構成

運用指針 改正のポイント

- 品確法の改正を踏まえ、下記のポイントを中心とし、近年の取組状況を鑑みて改正骨子案を作成
- ・**担い手の確保のための働き方改革・処遇改善**
 - ・**新技術の活用等による生産性向上**

全体の構成

I. 本指針の位置付け	III. 災害時における対応	IV. 多様な入札契約方式の選択・活用	V. 技術開発の推進及び新技術等の活用	VI. その他配慮すべき事項
II. 発注関係事務の適切な実施 のため取り組むべき事項				
1 工事	1-1 災害時ににおける入札契約方式の選定	1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方 1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した 入札契約方式の活用の例	1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方 1-2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した 入札契約方式の活用の例	1 受注者等の責務 2 担い手の中長期的な育成及び確保に 向けた取組 3 その他
2 測量、調査及び設計	2-1 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置 (1) 確実な施工確保、不調・不落対策 (2) 発注関係事務の効率化 (3) 災害復旧・復興工事の担い手の確保 (4) 迅速な事業執行 (5) 早期の災害復旧・復興に向けた取組	2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方 2-2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した 入札契約方式の活用の例	2-1 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置 (1) 確実な施工確保、不調・不落対策 (2) 発注関係事務の効率化 (3) 迅速な事業執行 (4) 早期の災害復旧・復興に向けた取組	7

I. 本指針の位置づけ

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

令和6年6月に品確法が改正され、担い手の確保のための働き方改革・処遇改善、地域建設業等の維持に向けた環境整備、新技術等による生産性向上、公共工事等の発注体制の強化を図るための規定が盛り込まれたことから、本指針を見直した。国は、施工時期の平準化やダンピング対策等の取組状況について、他の発注者の状況を把握できるよう「見える化」等を実施し、発注者が発注関係事務を適切に実施することができるよう必要な助言を行う。

II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

新技術の活用等による生産性向上
(地域の実情等を踏まえた発注) 地域建設業等の維持に向けた環境整備
生産性の向上のため、建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、調査、設計、施工、維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にするBIM/CIMの適用や情報共有システム、その他情報通信技術の活用等により、事業全体におけるデータの引継ぎと受発注者間の共有の円滑化及び効率的な活用や書類作成業務の簡素化を図るよう努める。

1 工事

1-1 工事発注準備段階

(地域の実情等を踏まえた発注) 地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事内容、工事費等を考慮し、また地域における公共工事の担い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格や工区割り、発注口コット等を適切に設定し、計画的に工事を発注を行う。

(適正な工期設定) 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

工期の設定に当たっては、工期に関する基準に基づき、工事の内容、時間外労働規制の遵守、規模、方法、施工体制、自然条件、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、週休2日を前提とした工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備、後片付け期間、猛暑・大雪等の天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮する。

(計画的な発注や施工時期の平準化) <繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し> 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善
施工時期の平準化の推進に当たっては、工事の実施を担当する部局のみならず、入札契約を担当する部局、財政を担当する部局等の相互の緊密な連携を図る。例えば、地方公共団体においては、財政を担当する部局との連携により、予算編成において、施工時期の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定する等の取組が想定される。

「発注関係事務の運用に関する指針」改正事項 概要 2/7



※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

1-2 工事入札段階

(施工技術を有する企業と地域の企業との連携) 地域建設業等の維持に向けた環境整備
一定の技術力を有する工事について、地域における相手方に確保するため、必要に応じて、発注者が契約の相手方に
中小企業に対する工程管理や品質確保に係る専門的な知識や技術の普及を求めるなど、技術力を有する企業と地域の中小企業との連携及び技術的な協力等が図られるよう、発注又は契約の相手方の選定に際し必要な措置を講じ、地域の中小企業への
技術の普及を図る。

1-3 工事施工段階

(施工条件の変化等に応じた適切な設計変更) 埼玉県の確保のための働き方改革・廃棄物改修
賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となつた場合に、発注者又は受注者からの請求により請負代金額の
変更が可能となる条項(いわゆるスライド条項)を工事請負契約書に規定するとともに、変更後の請負代金額の算定方法に関する
定めを設け、その適用に関する基準を策定する。

(公共工事に従事する者の労働環境の改善) 埼玉県の確保のための働き方改革・廃棄物改修
他の産業と遜色のない休日取得ができる労働環境の確保のため、土日を休日とする週休2日の実施に取り組むなど、週休2日
の取得を推進し、施工条件等を考慮しつつ、その取組の質の向上に努めることが重要である。

1-4 工事完成後

(公共工事の目的物の適切な維持管理) 公共工事等の発注体制の強化 地域建設業等の維持に向けた環境整備
地方公共団体において、維持管理のマンパワー不足の補完等を図るために、広域的・分野横断的な維持管理を行つ
際には、周辺の市町村や都道府県等との発注者間の連携や同一の地方公共団体内部において異なるインフラを管理する関係部
署間の連携を図るなど、必要な連携体制の構築に努める。

公共工事の目的物の維持管理として行われる除雪事業における持続的な除雪体制を確保するため、待機費用の計上や少雪時
における固定的経費の計上等も含め、事業に係る経費の精算においてその実施に要する経費を適正に計上するよう努める。

2 測量、調査及び設計業務

2-1 業務発注段階

(地域の実情等を踏まえた発注)地域建設業等の維持に向けた環境整備地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事の発注時期を考慮し、また地域における担い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格、業務内容等を適切に設定し、業務の計画的な発注を行う。

(適正な履行期間の設定) 問い合わせの確保のための働き方改革・廻過改善履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、時間外労働規制の遵守、規模、方法、自然条件、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて、準備期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日、猛暑・大雪等の天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

(計画的な発注や履行期間の平準化等) 使い手の確保のための働き方改革・廻過改善履行期間の平準化の推進に当たっては、業務の実施を担当する部局のみならず、入札契約を担当する部局、財政を担当する部局等の相互の緊密な連携を図る。例えば、地方公共団体においては、財政を担当する部局との連携により、予算編成において、履行期間の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定する等の取組が想定される。

3 発注体制等の強化

3-1 発注体制の整備等

(外部からの支援体制の活用) 公共工事等の発注体制の強化国及び都道府県は、発注者の発注関係事務の実施を支援するため、自らの保有する研修機関において研修や講習会等を開催するとともに、民間団体等の研修機関の活用や産学官の専門家との連携を促すなど、発注者の技術力向上に資する機会を積極的に設けるよう努める。また、地方公共団体がより積極的に研修等を活用できるよう、支援体制の充実に努める。

III. 災害時における対応

1 工事

1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

(保険料の積算への反映) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

災害協定に基づく災害応急対策又は災害復旧にに関する工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償については、会社役員の労災保険の特別加入や民間の災害補償保険などの法定外保険料を含めて必要に応じて的確に積算に反映する。また、当該災害応急対策又は災害復旧に関する第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保する保険契約の保険料についても必要に応じて的確に積算に反映する。

(共同企業体等の活用) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

不足する技術者・技能労働者を広域的な観点から確保し、被災地域における迅速かつ効率的な施工が確保されるよう、施工力・体制を強化するため、必要に応じて、災害からの迅速な復旧・復興に資する事業のために必要な能力を有する建設企業と地域の建設企業により結成される復旧・復興建設工事共同企業体を活用するよう努める。

2 測量、調査及び設計業務

2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

(保険料の積算への反映) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

災害協定に基づく災害応急対策又は災害復旧にに関する業務に従事する者の業務上の負傷等に対する補償については、会社役員の労災保険の特別加入や民間の災害補償保険などの法定外保険料を含めて必要に応じて的確に積算に反映する。また、当該災害応急対策又は災害復旧に関する第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保する保険契約の保険料についても、必要に応じて的確に積算に反映する。

3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

(被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

被災状況の迅速な把握及び、その後の復旧工法の的確な立案のため、発注者は、公共工事の目的物の整備及び維持管理について必要な経験及び知識を有する者※を活用するよう努める。
※例えれば、大規模災害発生時にかかる公共交通施設等の被災又は変状等の情報の迅速な収集等を支援するボランティアとして活動するため、公共交通施設等の整備・管理等についての経験を有し、被害状況等についての把握ができる者を登録する「防災エキスパート制度」の活用が考えられる。

IV. 多様な入札契約方式の選択・活用

1 工事

1-2 公共工事の中長期的な育成・確保に配慮した入札契約方式の活用の例

(5) 参加者確認型随意契約方式 地域建設業等の維持に向けた環境整備

公共工事に必要な技術、設備もしくは体制又は地域特性等からみて、当該地域において受注者にならうとする者が極めて限られており、過去に発注した同一の内容の工事について特定の一者を除いて競争参加者がいない状況が継続しているなど、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれるときは、地域における建設業の担い手確保のため、参加者確認型随意契約方式の活用が考えられる。

例えば、参加者が極めて限定されている地域における、

・二十四時間体制での速やかな対応が求められている維持工事等

・高度な技術や特殊な設備が必要とされ、当該地域の特定の者以外にはその実施が困難であると想定される機械設備等の点検・修繕・更新等の工事などであって、過去に当該地域の特定の一者しか競争に参加していない状況が継続している場合などの条件を満たす工事等の活用が想定される。

この場合、必要な技術、設備又は体制等及び受注者となることが見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることがができる。
本方式の活用にあたっては、各発注者において会計法や地方自治法等の法令の趣旨に即して適切に判断することが必要である。

公募の結果、他の競争参加者から応募があつたときは、改めて一般競争に付し、総合評価落札方式等、適宜の方法により落札者の選定手続に移行する。

2 測量、調査及び設計業務

2-2 業務成果の中長期的な育成・確保に配慮した入札契約方式の活用の例

(4) 参加者確認型随意契約方式 地域建設業等の維持に向けた環境整備

～(略)～

例えば、参加者が極めて限定されている地域において、二十四時間体制での対応が求められている業務等において、過去に当該地域の特定の一者しか競争に参加していない状況が継続している場合などの条件を満たす業務等での活用が想定される。

～(略)～

V. 技術開発の推進及び新技術の活用

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

新技術の活用等による生産性向上

発注者は、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めることとし、採用するにあたっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定める。

発注者は、脱炭素化に向けた技術又は工夫が活用されるよう配慮する。

各発注者は、発注関係事務の実施にあたり、以下に示す事項や国の取組等について留意する。

・公共工事の品質は、新たな技術開発が行われば、その成果が実用化され、公共工事等において活用されるという一連のサイクルが継続的に行われるにより、将来にわたり確保されるものである。

・新技術は、適正に活用することにより建設現場にイノベーションをもたらし、生産性の向上や労働力不足等に対応するのみならず、品質や安全性の向上、ひいてはこれらを活用する現場技術者の技術力向上にも貢献し、また、その活用が更なる新技術の開発を促進するものである。

・これらを踏まえ、国は、公共工事等に関する技術の研究開発を推進する。

・国は、情報通信技術等の科学技術の急激な進展等に対応するため、公共工事等の技術的な基盤を支えるとともに、公共工事等の技術基準を定めるための技術研究開発及びオープンイノベーションの創出を促進する役割を担う国の研究機関の研究施設・設備の機能強化を図る。

・国は、新しく研究開発された技術の安全性や信頼性を評価・確認して技術基準を整備することで、技術の実用化や社会への適用・還元を促進する。

・国は、開発された優れた技術の活用を促進するため、NETIS(新技術情報提供システム)による新技術の情報提供や調達された技術の現場における評価など、公共工事等における新技術活用スキームを適切に運用する。

・国は、公共工事等に必要な高度な技術の研究開発を委託や請負により産学の主体に依頼する際には、研究開発主体による成果の利用を促進するため、研究開発等の成果に関する特許権等の知的財産権を一定の要件のもと受託者から譲り受けないことがができることとする等、適切に配慮する。

「発注関係事務の運用に関する指針」改正事項 概要 7/7



国土交通省

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

VI. その他配慮すべき事項

1 受注者等の責務

各発注者は、発注関係事務の実施に当たり、品確法第8条に規定する「受注者等の責務」を認識し、下記に示す内容等については特に留意する。

- ・工事又は業務を適正に実施するために必要な技術的能力（新技術を活用する能力を含む。）の向上に努める。
- ・外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材がその有する能力を發揮できるよう、その従事する職業に適応することを容易にするための措置の実施に努める。
- ・災害協定に基づく災害応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、適切な保険契約を締結する。

2 担い手の中長期的な育成・確保に向けた取組

地域における公共工事の担い手の中長期的な育成及び確保については、建設業界全体で取り組むべき喫緊の課題である。このため、発注者と受注者双方は、これまで述べてきた公共工事の担い手確保に向けた本指針に記載の内容に積極的に取り組むほか、以下の国及び地方公共団体の取組についても留意する。

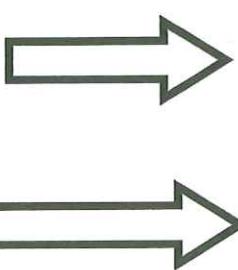
- ・国及び地方公共団体は、職業訓練法人等への支援、工業高校等の教育機関と建設業者団体等との間の連携促進、外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材の確保に必要な環境の整備に向け、必要な措置の実施に努める。
- ・国及び地方公共団体は、建設業者団体等との連携のもと、公共工事の品質確保や、担い手の活動の重要性について、国民の関心と理解が深まるよう、広報活動・啓発活動の充実などの必要な施策の実施に努める。特に災害時ににおける活動に關しては、災害現場での活動状況を記録した写真等を、国や地方公共団体をはじめとする関係者のWebサイトやSNS等を活用して公開する等の取組に努める。

令和7年2月 運用指針 改定（関係省庁申合せ）

- 地方公共団体等へ運用指針の改定の周知
- 地方公共団体等へ相談窓口（地方整備局）の再周知

3月中 運用指針 解説資料 公表

- 地方公共団体等へ運用指針の解説資料の周知



令和7年4月 運用指針の運用開始

- 発注者協議会等にて引き続き周知・徹底を図る

令和7年1月31日

公共工事に関する地域建設業からの要望

一般社団法人 全国建設業協会

地域建設業は、地域の社会資本整備や維持管理のみならず、災害発生時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」(参考1)であると同時に、地域経済と雇用の下支えをする地域の基幹産業として「地方創生」のための重要な役割も担っています。

しかしながら、近年の地域建設業を取り巻く状況は、公共投資の横ばいが続き、実質投資額が減少(参考2)している中で、資機材価格の高騰や人件費上昇の影響等によって、地域建設業の経営環境は厳しさを増しています。

地域の安全・安心を担う地域建設業が、魅力ある憧れの産業として、その社会的使命を果たしていくためには、何より健全で安定したサステナブルな経営を続ける必要があり、そのためには、安定的・継続的な公共事業量の確保と、将来に向けた経営の見通しが立つような事業計画が必要不可欠となります。

さらに、建設業における時間外労働規制や週休二日等の働き方改革に取り組む中、地域建設業では、若年層の入職等、将来に向けた担い手の確保・育成、そのための賃上げ等(参考3)の処遇改善が喫緊の課題となっています。

このため、下記の事項(令和6年度 全国建設業協会要望(参考4)より抜粋し、一部時点修正)の実現について、政治のリーダーシップによる一層のお力添えと国による指導の徹底を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 技能者の賃上げに必要な公共工事設計労務単価の更なる引上げを行うこと。
また、技術者等技能者以外の賃上げ（及び建設ディレクター等の新たな雇用）に必要な現場管理費及び一般管理費の引上げを行うこと。
2. 入札制度のデフレ構造を抜本的に改善し、労務費のダンピングを防止するため、予定価格の決定方法の見直し（例えば、積算価格への上乗せ等）を図るとともに、低入札価格調査基準及び最低制限価格の上限枠(0.92)、一般管理費の算入率(0.68)の引上げ、計算式の見直しを行うこと。
デフレを前提として長年見直しが行われていない少額隨契の上限額(地方自治法施行令)を見直すこと。
3. 改正国土強靭化基本法により新たに義務付けられた実施中期計画を一刻も早く策定し、資機材価格の高騰や人件費の上昇及び災害の激甚化・頻発化を踏まえ、現行の五か年加速化対策を大幅に上回る事業量(例えば、5年 25兆円)を盛り込むこと。
4. 公共事業費を含む来年度予算について、早期成立及び早期執行を図ること。
また、令和6年度補正予算についても、早期執行を図ること。
活力ある地方創生のため、公共事業予算を地方に重点配分すること。

以 上

「地域の守り手」として地域防災を担う建設業の活動

<令和6年1月能登半島地震に係る地域建設業の対応>



輪島市門前町二又川地内 道路啓開



輪島市三井町地内 道路啓開



輪島市町野町金蔵地内 道路啓開



輪島市門前町平地内 道路啓開



輪島市三井町地内 道路啓開



鳳珠郡穴水町川尻地内 道路啓開

<令和6年9月能登豪雨災害に係る地域建設業の対応>



輪島市門前町地内 道路啓開



輪島市門前町地内 道路啓開



輪島市二ツ屋町地内 流木等除去

<令和6年7月秋田・山形豪雨災害に係る災害対応>



国道47号舟形町 矢板打設、盛土



国道47号戸沢村 被災構造物撤去

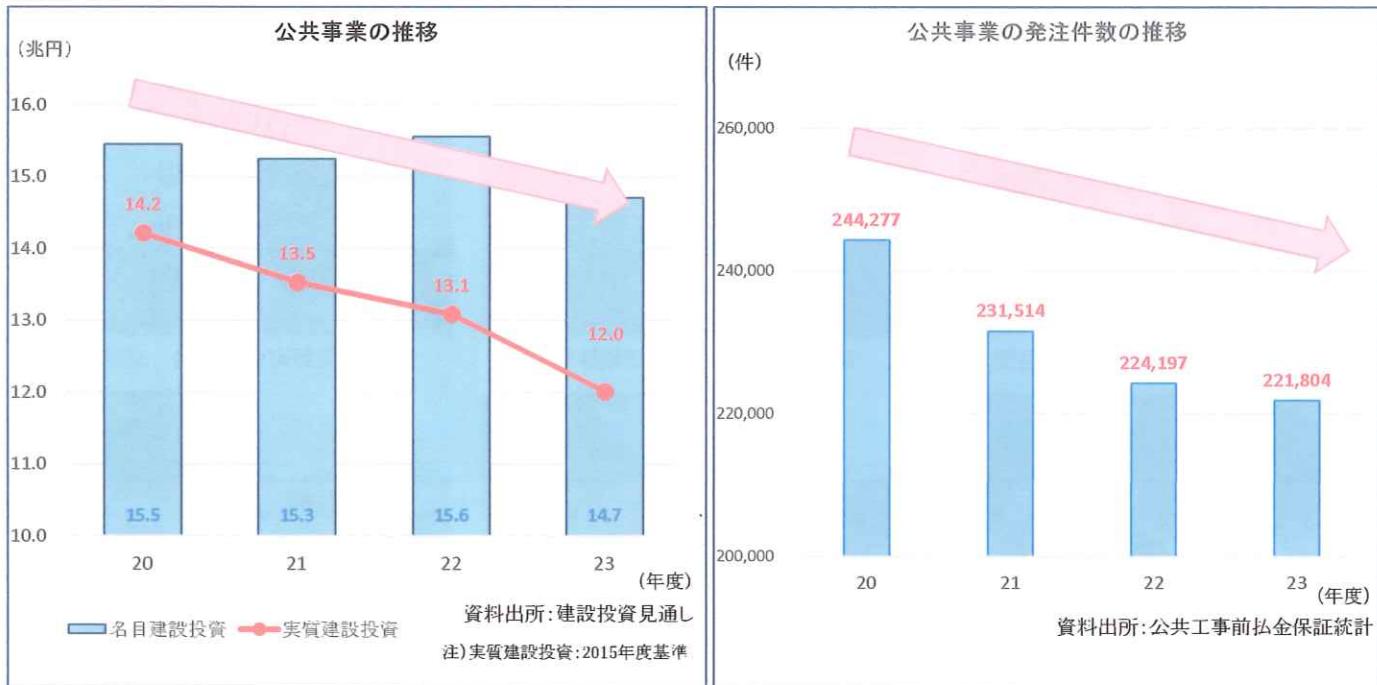
資料出所：東北地方整備局

<令和6年豚熱発生に係る防疫対応>

栃木県内豚熱発生に係る掘削、埋却、
埋め戻し、消石灰の散布

公共事業は実質減少

公共事業による実質建設投資額、発注件数は減少傾向である。



建設業従事者の賃金は、他産業と比べて依然として低い

賃金の推移(建設業と他産業との比較)



令和6年11月19日

令和6年度 全国建設業協会要望

(国土強靭化・社会资本整備を着実に推進し、地域建設業
がその社会的使命をこれからも果たしていくために)

一般社団法人 全国建設業協会

地域建設業は、地域の社会資本の整備や維持管理のみならず、災害発生時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」であると同時に、地域経済と雇用の下支えをする地域の基幹産業として「地方創生」のための重要な役割も担っています。

近年の地域建設業を取り巻く状況は、公共建設投資の横ばいが続々、実質投資額が減少している中で、資機材価格の高騰や人件費上昇の影響等によって、地域建設業の経営環境は厳しさを増しています。

また今年も、能登半島を襲った地震・豪雨の二重災害や日向灘地震など、地震、豪雨、台風等による大規模な災害が全国各地で発生しました。自然災害の激甚化・頻発化の傾向は顕著であり、さらに切迫する南海トラフ巨大地震等への対応も喫緊の課題となっています。

私ども全国建設業協会では、従来から、このような自然災害への防災・減災対策を最優先かつ喫緊の課題と捉え、国土強靭化に寄与する社会資本整備の重要性、緊急性を訴えてきました。

地域の安全・安心を担う地域建設業が、魅力ある憧れの産業として、その社会的使命を果たしていくためには、何より健全で安定したサステナブルな経営を続ける必要があり、そのためには、安定的・継続的な公共事業量の確保と、将来に向けた経営の見通しが立つような長期的な事業計画が必要不可欠となります。

なお、一部で建設業界に施工余力が乏しいと主張する声があると聞きますが、全くの誤解であり、むしろ実質事業量の減少に苦しんでいる状況です。

本会では、新3K(給与、休暇、希望) + K(かっこいい) の実現に向け、時間外労働の上限規制の適用を踏まえた「2+360(ツープラスサンロクマル)運動」、「適正工期見積り運動」、「目指せ！建設現場 土日一斉閉所運動」を展開しているほか、技能者の5%を十分に上回る賃上げ、ICTの活用、DXの推進、広報活動等に取り組んでおりますが、これらはいずれも、公共工事等の発注者側の理解と連携・協力が必須であります。

このような状況を背景として、本会は、本年10月に、全国九ブロックにおいて、地域懇談会・ブロック会議を開催し、その総意として、下記のとおり意見を取りまとめました。諸事情をご賢察の上、その実現に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

記

1. 強靭な国土づくりと地域経済の活性化、地方創生のための社会資本整備を着実に推進するため、令和7年度予算において、資機材価格の高騰や人件費の上昇を踏まえた、今年度を大きく上回る公共事業関係費を確保すること。

また、災害の激甚化・頻発化を踏まえ、防災・減災、国土強靭化を着実に進めるため、公共事業関係費を含む今年度補正予算については、昨年度以上の十分な事業量を確保すること。

活力ある地方創生のため、地方に公共事業予算を重点配分すること。

2. 改正国土強靭化基本法により新たに義務付けられた実施中期計画を一刻も早く策定し、遅くとも令和7年度当初からスタートさせること。

併せて同計画については、資機材価格の高騰や人件費の上昇及び災害の激甚化・頻発化を踏まえ、現行の五か年加速化対策を大幅に上回る事業量（例えば、5年25兆円）を盛り込むこと。

なお、国土強靭化事業については、補正予算のみならず、令和7年度当初予算においても別枠で確保すること。

3. 資機材価格の高騰による地域建設業の経営の悪化を防ぐため、公共工事において、直近の実勢価格を予定価格に適切に反映すること。契約後の資機材価格高騰に対しては、スライド条項の運用や設計変更での適切な対応を図ること。また、これらについて、地方公共団体への徹底を図るとともに、地方公共団体における円滑な価格変更に資する「議会の委任による長の専決処分」の議決を進めるよう指導すること。

スライド条項については、手続の簡素化、1%又は1.5%の受注者負担の軽減を図ること。

さらに、民間発注者に対しても、改正建設業法の趣旨が十分理解され、資機材価格の高騰等に伴う価格変更協議が円滑に行われるよう、指導基準の明確化及び指導の徹底を行うこと。

4. 入札制度のデフレ構造を抜本的に改善し、労務費等のダンピングを防止するため、予定価格の決定方法の見直し（例えば、積算価格への上乗せ等）を図るとともに、低入札価格調査基準

及び最低制限価格の上限枠（0.92）、一般管理費等の算入率（0.68）の引上げ、計算式の見直しなどの強化に取り組むこと。

デフレを前提として長年見直しが行われていない、少額隨契の上限額（地方自治法施行令）、ランク別の発注標準を見直すこと。

地域建設企業が健全で安定的な経営を続けるため、改正品確法及び「発注関係事務の運用に関する指針」を、全ての公共工事発注者に周知徹底すること。

PFIが品確法逃れとならないよう、公共工事を含むPFI事業の発注についても、同法を準用して、公共工事の品質の確保が図られるよう措置すること。

地域に密着した建設企業による円滑な施工が望ましい維持管理工事や災害復旧工事等については、適切な地域要件の設定や随意契約等を積極的に活用するなどして、地域建設企業の受注機会の拡大を図ること。

能登半島において、速やかに復興係数等の被災地特例を実施するとともに、東日本大震災の被災地における被災地特例については、継続又は段階的な措置を講じること。

5． 本年4月に始まった時間外労働の上限規制を踏まえ、休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定、予算の繰越手続、債務負担行為の活用等による施工時期の平準化、用地取得や関係機関協議の調った後での精度の高い設計に基づく発注等に取り組むこと。

週休二日制工事の拡充・普及促進を図るとともに、休日が増えても労働者の減収とならないよう、設計労務単価の抜本的な見直し（例えば、月給制前提の制度化等）や補正係数の引上げ等を行うこと。

週休二日制を基本としつつ、積雪寒冷地など工事に適さない期間がある地域等での多様な働き方を可能とする変形労働時間制の見直しを検討すること。

「地球沸騰化」による夏場の過酷な屋外作業の現状に鑑み、実態に即して作業効率の低下を踏まえた歩掛の見直し、熱中症対策費の計上、W B G T 値に基づく休憩・休止の増加による工期の延長とそれに伴う増加経費の計上を行うこと。

準備や後片付け、移動、手待ち時間などの労働時間算入の厳格化に伴い、（1日8時間作業を前提とした）標準歩掛りの見直しを行うこと。

時間外労働時間の削減には工期の適正化が特に重要であり、中央建設業審議会が勧告した「工期に関する基準」について、民間発注者を含む全ての発注者及び設計を行う建築士事務所等に対して周知徹底するとともに、さらに実効性を高める取組を行うこと。

国庫補助事業における適正な工期の確保のため、許認可や補助額の変更に係る協議の迅速化、これらが遅れた場合の円滑な工期の延長を進めること。

また、時間外労働が特に多い現場技術者の労働時間を削減するため、工事書類の更なる簡素化及び公共発注機関間における書式の標準化・統一化を進めるとともに、設計変更に係る業務の受発注者間の役割分担の適正化を図ること。

さらに、建設業法、労働安全衛生法、道路交通法等における提出書類の簡素化に取り組むこと。

6. 技能者の賃上げに必要な設計労務単価の更なる引上げを行うこと。この場合、全国統一の設計労務単価による地域間格差の解消を念頭に入れつつ、調査や決定方法、予算決算及び会計令の規定等の見直しも含め検討すること。

また、技術者等技能者以外の賃上げ（及び建設ディレクター等の新たな雇用）に必要な現場管理費及び一般管理費の引上げを行うとともに、積算における別枠計上を検討すること。

総合評価落札方式における賃上げ加点措置については、目的がある程度達成した時点で廃止するか、それができない場合でも賃上げの実績を事後に評価することや複数年で評価すること等、企業にとってリスクの少ない方式に改めること。

7. 建設キャリアアップシステムについては、同システムによる技能者の待遇改善が実効性のあるものとなるよう、カードのレベルアップに応じた設計労務単価の引上げ、カードタッチと建退共ポイントの連動、多能工の位置づけの明確化等に取り組むこと。

また、中小規模の建設現場でもキャリアアップシステムを使った現場管理がメリットとなるよう、システム・制度の改善を進めること。

さらに、加入企業、登録技能者の負担軽減のため、登録、機器導入等についての公共工事の積算計上、国費等での助成、登録手続の簡素化等を行うこと。

8. 全国の現場での生産性向上を図るため、中小建設企業へのＩＣＴ施工の普及とBIM／CIMの拡大に向けて、中小規模のＩＣＴ活用工事における積算基準の見直しやＩＣＴ活用工事の手引きの作成、講習会の開催、設備投資への助成等を行うとともに、コンクリート構造物のプレキャスト化を推進すること。

また、遠隔臨場による監督・検査や受発注者間のASP方式による現場情報共有、書類の標準化・簡素化等、更なるDX化を通じた施工管理の効率化に公共発注機関全体で取り組むこと。

地方における担い手不足の状況を踏まえ、新技術の活用等による省人化を施工法の比較・検討における評価項目に入れること。

さらに、建退共システムについて、建設キャリアアップシステムとのポイント連動のためにも、その電子申請化を推進すること。

9. 災害時の応急復旧活動中に発生した労働災害について、役員が労災保険の対象外であることを踏まえ、災害協定等での補償

による救済措置を検討すること。さらに、その発生により入札や保険掛金等のデメリットが生じることのないようにすること。

災害関連工事以外の工事において「不可抗力」により生じた損害額について、公共工事標準請負契約約款における受注者による請負代金額の1%負担を撤廃すること。

災害復旧工事の技術者専任要件を緩和すること。災害対応に伴い止めざるを得なくなる他の現場の工期延長や増加経費の補償を検討すること。

災害や除雪に備えて待機した現場従事者の労務費について、出動に至らなかった場合等においても発注者が負担する仕組を検討すること。

除雪作業について、試行中の少雪時の固定費積算計上を恒常化するとともに、試行結果を検証し、必要に応じて更なる拡充を進めること。

また、除雪時のオペレータの担い手育成のため、車両系建設機械運転技能講習の受講や大型特殊免許の取得等への支援を検討すること。

さらに、国、都道府県、市町村が連携した一元的・包括的な

指示の実現、広域支援体制の整備等、災害緊急対応の円滑化を図るとともに、行政機関と建設企業が災害情報を共有できるシステム整備に取り組むこと。

10. 「地域の守り手」である地域建設業の災害発生時の地域に貢献する（かっこいい）活躍が広く国民に周知されるよう、国土交通省のテックフォース広報班が自省職員のみならず、地域建設企業の復旧作業に取り組む姿を撮影・広報する、災害協定において、発注者による出動した建設企業の撮影・広報についても規定する等、官民が連携して積極的な広報に取り組むこと。

このほか、社会資本整備や災害対応等の地域建設業の役割の周知が、若年者及び女性の入職促進に活かされるよう、様々な広報戦略を検討すること。

11. 地域建設業への若手技術者等の入職を促進するため、高校等の建築・土木系学科の維持・拡充、普通科における就職支援コースの導入等に、産学官の連携により取り組むこと。

女性の入職・定着を図るため、女性がより一層働きやすい現場環境の整備（水洗トイレや専用の更衣室等の設置）の推進及

び必要な経費を積算へ反映すること。

また、外国人労働者の確保・定着のため、各企業で行っている日本語教育に公的支援を行うとともに、特定技能2号への移行をさらに円滑にすること。

一般社団法人 全国建設業協会	会長 今井 雅則
一般社団法人 北海道建設業協会	会長 岩田 圭剛
一般社団法人 青森県建設業協会	会長 鹿内 雄二
一般社団法人 岩手県建設業協会	会長 向井田 岳
一般社団法人 宮城県建設業協会	会長 千葉 嘉春
一般社団法人 秋田県建設業協会	会長 北林 一成
一般社団法人 山形県建設業協会	会長 太田 政往
一般社団法人 福島県建設業協会	会長 長谷川 浩一
一般社団法人 茨城県建設業協会	会長 石津 健光
一般社団法人 栃木県建設業協会	会長 谷黒 克守
一般社団法人 群馬県建設業協会	会長 青柳 剛
一般社団法人 埼玉県建設業協会	会長 小川 貢三郎
一般社団法人 千葉県建設業協会	会長 石井 良典

一般社団法人 東京建設業協会	会長 乗 京 正 弘
一般社団法人 神奈川県建設業協会	会長 渡 邊 一 郎
一般社団法人 山梨県建設業協会	会長 浅 野 正 一
一般社団法人 新潟県建設業協会	会長 福 田 勝 之
一般社団法人 長野県建設業協会	会長 木 下 修
一般社団法人 岐阜県建設業協会	会長 各 務 剛 児
一般社団法人 静岡県建設業協会	会長 石 井 源 一
一般社団法人 愛知県建設業協会	会長 高 柳 充 広
一般社団法人 三重県建設業協会	会長 竹 上 龜代司
一般社団法人 富山県建設業協会	会長 竹 内 茂
一般社団法人 石川県建設業協会	会長 鶴 山 庄 市
一般社団法人 福井県建設業協会	会長 山 本 厚
一般社団法人 滋賀県建設業協会	会長 奥 田 克 実
一般社団法人 京都府建設業協会	会長 小 崎 学
一般社団法人 大阪建設業協会	会長 錢 高 久 善
一般社団法人 兵庫県建設業協会	会長 三 木 健 義
一般社団法人 奈良県建設業協会	会長 山 辺 元 康
一般社団法人 和歌山県建設業協会	会長 中 井 賢 次
一般社団法人 鳥取県建設業協会	会長 山 根 敏 樹
一般社団法人 島根県建設業協会	会長 平 塚 智 朗
一般社団法人 岡山県建設業協会	会長 荒 木 雷 太

一般社団法人 広島県建設工業協会	会長 檜 山 典 英
一般社団法人 山口県建設業協会	会長 中 村 高 志
一般社団法人 香川県建設業協会	会長 森 田 紘 一
一般社団法人 徳島県建設業協会	会長 西 村 裕
一般社団法人 愛媛県建設業協会	会長 浅 田 春 雄
一般社団法人 高知県建設業協会	会長 國 藤 浩 史
一般社団法人 福岡県建設業協会	会長 松 山 孝 義
一般社団法人 佐賀県建設業協会	会長 松 尾 哲 吾
一般社団法人 長崎県建設業協会	会長 根 久 真 悟
一般社団法人 熊本県建設業協会	会長 前 川 浩 志
一般社団法人 大分県建設業協会	会長 友 岡 孝 幸
一般社団法人 宮崎県建設業協会	会長 藤 元 建 二
一般社団法人 鹿児島県建設業協会	会長 藤 田 譲
一般社団法人 沖縄県建設業協会	会長 津 波 達 也

質問／意見等	ページ	行番号	運用指針の項目	運用指針の細目	ご意見の内容	ご意見の理由 (発注者のご意見)	提出団体	回答欄
意見	1	32	I. 本指針の位置付けについて	-	「必要な助言」を「必要な助言を行い、適切に実施されない場合はさらに強く求めていく」等に変更してほしい。	まだ、市町では解釈の違いで設計変更がなされない事例や当初から予算よりも予定価格設定がされている事例もあるのではないか。また、最低限価格が安しく低い市町があるので助言以上の対応をお願いしたい。	一般社団法人全国建設業協会	(運用指針上の書きぶりは法律上の規定に合わせています) ご意見をふまえ、地域発注協等を通じて市町村等の発注者への働きかけに一層取り組んでまいります。
意見	2	55	I. 本指針の位置付けについて	-	「価格のみを理由としてその利用が妨げられることのないよう配慮」について、どのような対応方法があるか具体的に明示してほしい。	具体例が明示されていないと、活用されない恐れがあるため。	一般社団法人全国建設業協会	ガイドライン等で示してまいります。
意見	2	65	II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項	II. 1.1-1 ①工事に必要な情報等の適切な把握・活用	以下の内容を追記してください。 「発注予定者がしわ寄せを被ることがないよう、特に建設法第20条の第2項に例示されている工期又は額負担金の額に影響を及ぼす情報については共有する。」	I-3工事施工段階には、受注者から発注者に対する情報の共有について記載があるため。	一般社団法人全国建設業協会	・発注者としては工事の発注の段階で、最新の単価を適切に使用することとしています ・本規定は、それでも対応できない急激な価格変動等に対応するにあたり、注文者と受注者の変更協議等に適用する目的としたものですので、施工段階の節に記載しているものです。
意見	3	82	II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項	II. 1.1-1 ④現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成	以下とのおり修正してください。 「需給の状況」→「賃機材や労務者等の需給の状況」	需給の状況の対象が不明確であるため。	一般社団法人全国建設業協会	需給の状況については、賃機材や労務者の状況を意図しておりますが、社会情勢の変化、施工条件の並びを考え、原文のままとします
意見	3	88	II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項	II. 1.1-1 ④現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成	「結合的に価値の最も高い資材等」を具体的に示してください。	「新たな技術の活用が価格のみを理由に妨げられないよう記述する。」では抽象的であり、運用が困難であると考えるため。	一般社団法人全国建設業協会	ガイドライン等で示してまいります。
意見	5	155	II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項	II. 1.1-1 ⑦a) 発注見通しの統合・公表の実施	以下の内容を追記してください。 「公表に当たっては、入札法に基づき、原則としてインターネットを利用する方法で行います。」	入札法第2章の内容を追加した方がよいと考えるため。	一般社団法人全国建設業協会	発注見通しについては、入札情報サービスや地方整備局HPなど、既にインターネットを利用する方法で情報公表を行っているため、追記はしないこととします。
意見	5	172	II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項	II. 1.1-1 ⑦c) 取組状況等の公表	以下のとおり修正してください。 「他の発注者の状況も把握し、必要に応じ相互連携できるよう」→「他の発注による状況の把握、必要に応じた相互連携ができるよう」	文意を明確にするため。	一般社団法人全国建設業協会	修正いたします。※業務も他の発注者の状況も把握し、必要に応じて相互連携できるよう
意見	9	312	II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項	II. 1.1-2 ⑥入札不調・不落時の見積りの活用等	以下のとおり修正してください。 「必要な対策を講じたうえ、入札不調により契約に至らない場合や」→「必要な対策を講じたうえでも、なお入札不調により契約に至らない場合や」	文意を明確にするため。	一般社団法人全国建設業協会	原文ママとします
意見	10	386	II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項	II. 1.1-3 ②工事中の施工状況の確認等	情報共有システム、遠隔監視などの情報通信技術の活用に、受注者の費用分担を記載。	受注者負担となることを防ぐため。	一般社団法人全国建設業協会	発注者負担で通信環境整備を実施するか否かは個々の工事において受注者で協議を行った結果であるが、発注者においても環境整備に協力することは重要であることから、88行目に、以下の文を追記する。 また、建設現場において情報通信技術を活用しやすくなるよう、発注者は、通信環境の整備にも配慮する。
意見	11	418	II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項	II. 1.1-3 ③公共工事に従事する者の労働環境の改善	以下のとおり修正してください。 「他の産業と過色のない休日取得ができる労働環境の確保等の改善」→「他の産業と過色のない休日取得ができる労働環境を確保する必要があるため」	文意を明確にするため。	一般社団法人全国建設業協会	原文ママとします
意見	13	507	II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項	II. 1.1-4 ④公共工事の目的物の適切な維持管理	国土交通省が試行している「少雪時における道路除雪工事の固定的経費の積算方法について(試行)」を参考として注記してはいかがでしょうか。	他の発注者の参考となると考えるため。	一般社団法人全国建設業協会	「待機費用の計上や少雪時における固定的経費の計上等」で記載しています
意見	20	790	II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項	II. 2.2-4 施工完了後	630件 790件 設計コンサルの実務について明記して欲しい。	近年、過剰設計ともされる理由により非常に季節性の予定価格の設定がある。設計した建築コンサルに罰則ではなく不調の場合、増額等での入札手続きのやり直しとなる。固定料額の改定が行われるのであれば、設計コンサルの責務についても検討してほしい。	一般社団法人全国建設業協会	ご意見として承ります。 (L1594発注者規約の冒頭の部分に含まれる)
意見	26	1009	III. 災害時における対応	III. 1.1-2 (5) ③工事の一時中止	技術者の専任の継続及び追加的に発生する現場管理費の実績的な反映をお願いします。 「工事に係る一時中止措置に際し、専任要件の継続及び追加的に発生する現場管理費の実績に反映するなど、適切に取り扱う。」	災害対応により、施工中の工事への対応が必要なため。	一般社団法人全国建設業協会	ご意見として承ります。 「施工中の工事に係る一時中止に際し、適切に取り扱う。」に含まれるものと解します
意見	36	1372	IV. 多様な入札契約方式の選択・活用	IV. 1.1-2 (5) 参加者認証型陸宣契約方式	以下の文章を追記してください。 「施工技術を有する企業と市域の企業との連携による地域における担い手確保に配慮しつつ、極めて高度な」	一定の技術力と高度な技術力の差を明確にし、地域企業との連携の活用可能性を残すため。	一般社団法人全国建設業協会	技術を有する企業と地域の企業の連携による担い手確保の取り組みについては、II. 1.2-2(施工技術を有する企業と...)に記載しています。
意見	42	1563	V. 技術開発の推進及び新技術等の活用	-	「各発注者は」の「各」を削除 (P43 1588行も同じ)	他の文章の主語と整合させるため。	一般社団法人全国建設業協会	V章について修正(各を削除)
意見	44	1631	VI. その他配慮すべき事項	VI. 1. 中長期的な担い手確保に向けた取組	「職業訓練法人等への支援」、「建設業団体等との間の連携促進」、「多様な人材の確保」とは、どのような内容を想定しているか。発注者が適切に運用できるよう、具体的例を示してほしい。	法律と同じ内容が記載されているに過ぎず、具体性に乏しいため。	一般社団法人全国建設業協会	今後、事例集を作成するなどして、具体事例を示して参りたい。
意見	44	1636	VI. その他配慮すべき事項	VI. 2. 中長期的な担い手確保に向けた取組	「担い手の活動（災害時における活動を含む）の重要性についての国民の関心と理解を深めるための広報活動・啓発活動の充実」について、特に災害時に地域の守り手として地域建設企業が活動する姿を、発注者が必ず記録・撮影し、それを広く周知する具体的な方法（全国ネットのTVや、インスタグラム等の活用等）や体制整備の例を示してほしい。国土交通省のTEC-FORCEを始め、各都道府県等の他の発注者に、上記取組を広げていくような具体的な取組を例示してほしい。	法律と同じ内容が記載されているに過ぎず、具体性に乏しいため。	一般社団法人全国建設業協会	ご指摘の趣旨を踏まえ、以下の文言を追記いたします。 『特に災害時における活動に関しては、災害現場での活動状況を記録した写真等を、国や地方公共団体をはじめとする関係者へWebサイトやSNS等を活用して公開する等の取組に努める。』
意見	44	1636	VI. その他配慮すべき事項	VI. 2. 中長期的な担い手確保に向けた取組	「・・・の重要性についての国民の関心と理解を深めるための広報活動・啓発活動の充実などの必要な施策の実施に努める」について修正をお願いしたい。	「・・・の重要性について、国民の関心と理解が深まるよう広報活動・啓発活動の充実などの必要な施策の実施に努める」と、国民目線の表現にしてほしい。	一般社団法人全国建設業協会	ご指摘の趣旨を踏まえ、以下のように修文いたします。 「担い手の活動の重要性について、国民の関心と理解を深めるための広報活動・啓発活動の充実などの必要な施策の実施に努める。」

政府が3日に開いた「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」で、公共工事品質確保促進法（品確法）に基づく「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正を申し合わせたことを受けて、国土交通省は都道府県や政令市などに改正指針に基づく適切な対応を求める文書を同日付で通知した。3月に解説資料を公表し、4月から運用を始める。

官庁営繕部や各地方整備局、北海道開発局、国土技術政策総合研究所、国土地理院をはじめ、総務省と連名で各都道府県や政令市に通知した。各都道府県に対してもは政令市以外の市町村に周知するよう要請している。

運用指針は、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通指針となる。品確法の改正を踏まえ、△担い手の確保のための働き方改革・処遇改善△地域建設業などの維持に向けた環境整備△新技術の活用などによる生産性向上△公共工事の発注体制の強化——の四つを軸に見直した。

働き方改革・処遇改善では、土日を休日とするなど週休2

日の質向上に努めることが重要と明記。適正な工期設定に向けて時間外労働規制の順守、自然条件、猛暑・大雪などを考慮する。

地域建設業などの維持に向けた環境整備は、発注者が必要な措置を講じ、技術力のある企業との連携による地域企業への技術普及に取り組むことを加えた。地域の実情を踏まえ、担い手育成・確保につながる競争参加資格、工区割り、発注ロットなどを適切に設定し、計画的に公共工事を発注する。

運用指針の改正手続きで生産性向上では、VFM（バリュー・フォームネー）の考え方を踏まえた発注と、その実施に当たっての適正な予定価格設定を位置付けた。省は、4月以降、発注者協議会などの場で改正運用指針と解説資料の周知・徹底を図る。

けた環境整備は、発注者が必要な措置を講じ、技術力のある企業との連携による地域企

業への技術普及に取り組むことを加えた。地域の実情を踏まえ、担い手育成・確保につながる競争参加資格、工区割り、発注ロットなどを適切に設定し、計画的に公共工事を

発注する。

発注体制強化に向けては、地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）の考え方を反映して維持管理を広域的に実施する体制の構築や、国と都道府県が発注者としての地方自治体を支援するための研修会などを積極的に開催することを盛り込んだ。

発注体制強化に向けては、地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）の考え方を反映して維持管理を広域的に実施する体制の構築や、国と都道府県が発注者としての地方自治体を支援するための研修会などを積極的に開催することを盛り込んだ。

法 定 品 運 用 指 針 改 定

公共発注に4月適用

国交省自治体らへ対応要請

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の改正概要	
(国交省資料に基づき作成)	
担い手確保への働き方改革・効率改善	
週休2日の質の向上	
施工時期などの平準化への関係部局連携	
スライド条項の設定と基準作成	
学校・民間事業者間の連携促進	
国民の关心・理解を深める広報活動	
新技術の活用などによる生産性向上	
ICTを活用したデータの適切な引き継ぎ	
総合的に価値が最も高い資材などの採用	
技術開発の推進	
研究開発委託時の知的財産権への配慮	
地域建設業などの維持に向けた環境整備	
地域の実情を踏まえた競争参加資格などの設定	
技術力ある企業と地域企業が連携した技術普及	
参加者確認型随意契約方式の活用	
(災害対応)	
経験・知識ある者による被災状況の迅速な把握など	
技術力ある企業と地域企業のJVによる迅速復旧・復興	
災害協定に基づく工事の労災保険料の予定価格反映	
公共工事などの特注体制の強化	
維持管理を広域的に行う連携体制の構築	
地方自治体を支援する講習会などの開催	
発注関係事務の適切実施のための発注者への助言	

改正公共工事品質確保促進法(公共工事品質確保法)に基づく発注関係事務の共通ルールとなる新たな「運用指針」が決定した。3日に開かれた「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」で関係省庁が指針改定を申し合わせた。これを受ける形で国土交通省は、地方整備局や都道府県などの公共発注者に新指針を同日付で送付し、その趣旨を十分理解し適切に対応するよう要請した。公共工事・業務で4月から新指針の運用が一斉に始まる。

運用指針には発注事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的に整理。品確法に定める「発注者の責務」などを踏まえ、各発注者が自らの発注体制や地域の実情に応じて発注事務を適切で効率的に運用するための参考になる。

国交省は地方自治体への周知に念を入れる。総務省との連名で発出した都道府

県政令市への要請文書で、管内市町村への周知を併せて要請。各整備局に設置する相談窓口も改めて周知する。自治体などの実務担当者向けに、運用指針で示す取り組み例などを図などで分かりやすく説明する解説資料も3月中にまとめる。

工事発注に関する主な追記事項として、工期設定で時間外労働規制の順守や猛暑・大雪などの理由で稼働困難な日数を考慮する。工事請負契約書にスライド条項を規定し適用基準を定。施工条件などを考慮しつつ、土日休みに取り組むなど週休2日の質向上に努めること。

運用指針は改正法で重点を置いた▽担い手確保のための働き方改革・処遇改善▽地域建設業などの維持に向けた環境整備▽新技術の活用などによる生産性向上▽公共工事などの発注体制の強化ーの4本柱に沿って指針の内容を拡充した(表参照)。

災害協定に基づく工事で会員の労災保険の特別加入や民間の災害補償契約などの法定外保険料を含めて積算に反映する。新たな章として「技術開発の推進と新技術の活用」を設け、技術基準の整備を通じた技術の実用化や社会への適用・還元といった国の取り組みを明記した。

れる。

品確議連 新会長に梶山氏

持続可能性確保へ活動展開



自民党の「公共工事品質確保に関する議員連盟」は1月31日、東京都千代田区の党本部で第19回総会を開き、政界を引退した根本匠前衆院議員の後任となる会長に事務局長の梶山弘志元経済産業相を選任した。総会終了後の取材に梶山会長は「地域で災害が起きたとき、また新たな事業を行ったときに、対応できるような建設業の体制をしっかりとつくり、残していくことが大事だ」と述べ、建設業の持続可能性確保を第一に議連の活動を展開する方針を示した。今後は梶山会長、古川頼久副会長、佐藤信秋幹事長が議連を主導する。

II 関連2面

総会で会長選出後にあいさつした梶山会長は「政府と与党が一体となって、より良い建設産業に改善をしていくべく、最善の努力をしていくべき」と抱負を語った（写真）。「昔は県や市に実働部隊がいたが、今は多くを建設業に任せてしまっている。そういう人たちを残していくかなくてどう

うするのか」と指摘しながら、「役割分担を考えながら発注をしてほしいということが、私の思い。議連としても、できだけそういうことをやっていきたい」と力を込めた。持続可能な建設業の実現に向けては、質上げが特に重要との認識を示し、「公共工事設計労務単価をどう上げていくかは喫緊の課題」と述べた。2024年9月の前回総会では、会計法令に基づく実施可能な対応の検討を深める意見が複数の幹部から実り、議連として品確法から実施の上限拘束性を問題視す

て、梶山会長は「品確法の運用指針（発注関係事務の運用に関する指針）の実効性を高めていくことが、まず第一」。改正品確法の運用でまた課題が見えてくると思つ。議連、役所、業界が連携しながら課題を洗つていく。地域の守り手である建設業に役割を果たしてもらうと同時に、残していかなくてはならないということでの総括を常にしているとした。

「建設業を残していく」

前回の総会で予定価格の上限拘束性を問題提起した佐藤幹事長は「前年の標準価格から予定価格を積算して、それを上限とするやり方は、デフレ構造そのもの。こういう偏った発注方式をしているのは世界でほぼ日本だけ」と改めて主張した上で「会計法、地方自治法の世界に切り込むことに対する品確法の世界で

とした発注でいいのか。こうした点を意識しながら、梶山会長を支え、私も一緒に汗をかいていきたい」と意気込んだ。

総会では冒頭、建設産業の職域を代表する参院議員として、大好きな関心を持つて事務局長代理を務め24年12月に逝去した足立敏之氏に黙とうをさげた。

顧問の岸田文雄前首相も総会に出席し、05年の品確法制定時に議連のメンバーとして野党との交渉など業務面を自ら担当したこと振り返りながら、「制定時に関わった一人として、大きな関心を持っている梶山会長や佐藤幹事長をしっかりとフォローしていく」と話した。

持続可能な産業へ活動推進

新梶山「改正法の実効性高める」

昨年6月公布・施行した改正公共工事品質確保促進法（公共工事品確法）の実質的な運用が4月に始まるのを前に、自民党の「公共工事品質確保に関する議員連盟」の新体制が始動した。1月31日の総会で新会長に梶山弘志衆院議員が就き、最終案が固まった品確法の「運用指針」の内容などを聴取。梶山会長は「持続可能な産業にすべく最善の努力をする」と決意表明し、改正品確法に基づく取り組みの実効性向上に加え、公共事業の全体像を見据えた予算確保、公共工事設計労務単価の引き上げに取り組む意向を示した。

|| 2面に関連記事

総会では国土交通省が建設業関連の政策動向を報告。これを受けた各議員の発言や建設関連団体の要望を踏まえ、政府に提出する議連の要望書を会長一任で取りまとめるなどを決めた。

閉会後、取材に応じた梶山会長は、「建設業は地域の守り手、インフラ整備の担い手。その体制をしっかりとつくり、残していくことが必要だ」と強調。運用指針を踏まえ「元請と下請それぞれが利益を出せ



冒頭発言する梶山会長(右から3人目)と議連幹部ら

て、従業員に還元できるよう実効性を高める」とした。品確法の次回改正を見据え課題を洗い出す考え方も示した。幹事長を務める佐藤

信秋参院議員は、予定価格の上限拘束性を「デフレ構造そのもの」として「品確法の世界で(制度見直し)どう挑戦できるか。時間はかかるが、論理を構築していきたい」とした。副会長として主要メンバーに名を連ねる古川禎久衆院議員も「インフレの時代に突入したのに、旧態依然の発注の在り方でいいのか」と問題意識を共有している。総会には2005年の品

確法制定に尽力した岸田文雄前首相も出席し、「野党との交渉などで制定に関わりたかったが、関心がある。最近の動きや今後の方向性をフォローしていきたい」と積極的な参画に意欲を示した。

建設業、関連業など14団体 自民・口口確に要望

日本建設業連合会、全国建設業協会、建設コンサルタント協会など建設業や建設関連業に関する14団体は1月31日、自民党の「公共工事品質確保に関する議員連盟」に要望書を提出した。技能者の待遇改善に向けた公共工事設計労務単価の大幅引き上げなどを求めている。議連は業界の声を集約した要望書をまとめ、中野洋昌国土交通相に近く提出する。

二面参照

設計労務単価引き上げなど

14団体から要望書が提出され要望した。国交省は例年、新たな設計された同日の総会で、議連は中野国交相への要望内容を梶山弘志会長に一任した。日建連、全建、建コン協のほか、全国中小建設業協会、全国建設産業団体連合会、建設産業専門団体連合会、全国測量設計業協会連合会、全国地質調査業協会連合会、コンサルテイングエンジニア連盟、日本道路建設業協会、日本橋梁建設協会、プレストレスト・コンクリート建設業協会、全国建設労働組合総連合、全国ビルメンテナンス政治連盟が提出している。

主な要望項目を見ると、日建連、全建、全中建、建専連などは設計労務単価の引き上げを求めた。建コン協、全測連、全地連などは設計業務委託等技術者単価の引き上げを

月中に発表し、3月以降に契約する直轄工事・業務に適用している。議連が中野国交相に対して近く実施する要望でも、設計労務単価と技術者単価の引き上げが軸になる見通し。

日建連や全建などは、国土強靭化実施中期計画に關しても要望した。政府による早期策定と、防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策を大幅に上回る事業費の確保を求めている。全建は5年間で25兆円を例として示した。石破茂首相は1月24日に行われた通常国会での施政方針演説で、5か年加速化対策の5年、15兆円を上回る事業規模で6月をめどに計

画を策定することを表明している。

43 25

要望を伝えた。日本建設業連合会（日建連）や全国建設業協会（全建）は、技能者への待遇改善に必要な公共工事設計労務単価の引き上げを真っ先に挙げた。日建連は時間外労働の削減や労務・資材価格上昇に伴う価格転嫁への支援も要望。全建は労務費ダウンピング防止につながる積算価格への上乗せなど予定価格の決定方法の見直しを求めた。ほかの12団体は次の通り。

▽全国中小建設業協会▽建設産業専門団体連合会▽建設コンサルタント協会▽全国測量設計業協会連合会▽全国地質調査業協会連合会▽コンサルティングエンジニア連盟▽日本道路建設業協会▽日本橋梁建設協会▽プレストレスト・コンクリート建設業協会▽全建総連▽全国ビルメンテナンス政治連盟。

労務単価引き上げを建設関連団体が要望

建設関連14団体は1月31日の自民党「公共工事品質確保に関する議員連盟」の総会で、公共工事に関する

設計労務単価 月内に引上げ

石破首相が指示

石破茂首相は4日の閣僚懇談会で、公共工事設計労務単価を2月中に引き上げるよう指示した。その後の会見で中野洋昌国土交通相は「最新の賃金上昇の情勢などを十分に踏まえ、今月中に総理の指示に基づき適切な労務単価を設定する」と述べた。

石破首相は「物価高に対応するさまざまな施策について、効果を実感していくだけるよう、迅速かつ効果的な執行に努めてほしい」と述べた。

国交省は例年、新たな設計労務単価と技術者単価を2月中旬に発表し、3月以降に契約する直轄工事・業務に適用している。

1月31日に開かれた自民党政員連盟では、日本建設業連合会、全国建設業協会、建設コンサルタンツ協会など建設業や建設関連業に関係する14団体が、技能者の処遇改善に向けて公共工事設計労務単価の大額な引き上げな

どを要望。議連の梶山弘志会長も持続可能な建設業の実現に向けて賃上げが重要との認識を示し、公共工事設計労務単価の引き上げが喫緊の課題との認識を示している。

国土交通大臣
中野 洋昌 殿

要望書

建設産業の担い手の処遇改善と円滑な施工確保に向けて

令和7年2月

自由民主党

公共工事品質確保に関する議員連盟

建設産業の担い手の待遇改善と円滑な施工確保 に向けた要望

令和6年1月に発生した能登半島地震、及び9月に奥能登地域を襲った豪雨災害については、建設業界の献身的な対応によって、復旧・復興に向けた取組が着実に進んでいる。建設業者が、「地域の守り手」として我が国に欠かせない存在であるとの認識を改めて確認したい。その建設産業は担い手の確保に苦しんでおり、構造的賃上げによる「成長と分配の好循環」のためにも、担い手の待遇改善をより強力に進める必要がある。

建設業が今後も持続可能な産業であり続けるため、令和6年6月に、公共工事の品質確保の促進に関する法律を改正したところ、改正法の趣旨を十分に踏まえ、公共工事の品質が将来にわたって確保されるよう、担い手の中長期的な育成及び確保に取り組むとともに、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」をはじめとする今後の公共工事の円滑な施工を確保するため、以下のとおり要望する。

一 公共工事設計労務単価・技術者単価の引上げ

公共工事の担い手の中長期的な育成及び確保や待遇改善に向け、労務単価・技術者単価を引き上げること

また、労務単価等の引上げが着実に現場の技能労働者の賃上げにつながり、労務費調査を通じて、次なる労務単価等が上昇する好循環が継続していくよう、請負契約における労務費の確保や賃金の行き渡りに向けた取組を一層推進すること

一 国土強靭化の着実な推進

5か年加速化対策後も、国土強靭化について中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に取組みを進めるため、現行の加速化対策を大きく上回る規模の「国土強靭化実施中

期計画」を早急に策定すること

一 建設産業の担い手確保の取組の推進

公共工事の品質確保のためには建設産業の担い手確保が不可欠であり、地方部を含め必要かつ十分な規模の公共事業を安定的に確保することが極めて重要である。さらに、昨年4月から建設業にも時間外労働の上限規制が適用されたことも踏まえ、待遇改善、働き方改革及び生産性向上の取組が急務となっている

このため、「第三次・担い手3法」に盛り込まれた取組を着実に進めるとともに、現場や関係団体における取組実態等も踏まえたICTの活用やDXの推進等による生産性の向上、建設キャリアアップシステムの普及・促進などをはじめとして、関係団体から提出された要望事項（別添参考）を踏まえ、建設産業の担い手確保に向けた施策のより一層の促進・充実に努めること

一 公共工事の円滑な施工の確保の徹底

今後の公共事業予算の迅速・着実な執行を図るため、資材価格高騰などの市場実態が反映された諸経費を含む適正な予定価格の設定、スライド条項の適切な設定・運用、ダンピング対策の徹底・強化、適正な工期設定、施工時期の平準化等を強力に推進し、公共工事の円滑な施工確保に万全を期すこと

特に、発注関係事務の適切な実施が困難である市町村などの発注者に対し、支援や強力な働きかけ等を行い、その改善を推進すること

一 賃上げ推進に向けた「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」の適切な運用

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」は、賃上げを推進するための環境を整備するも

のであり、従業員及び下請け企業の賃上げ・処遇改善やパートナーシップによる価値創造に意欲のある企業が皆参加し、取り組むことができるよう、関係団体の意見も踏まえ、賃上げ実績の確認は、柔軟に運用すること

令和7年2月5日

自由民主党
公共工事品質確保に関する議員連盟

参考

公共工事品質確保に関する議員連盟総会 (第十九回) における関係団体要望

- ・(一社) 日本建設業連合会
- ・(一社) 全国建設業協会
- ・(一社) 全国中小建設業協会
- ・(一社) 全国建設産業団体連合会
- ・(一社) 建設産業専門団体連合会
- ・(一社) 建設コンサルタンツ協会
- ・(一社) 全国測量設計業協会連合会
- ・(一社) 全国地質調査業協会連合会
- ・コンサルティングエンジニア連盟
- ・(一社) 日本道路建設業協会
- ・(一社) 日本橋梁建設協会
- ・(一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会
- ・全国建設労働組合総連合
- ・全国ビルメンテナンス政治連盟

労務単価

「率の高い引き上げを」

週休2日確保し賃上げへ

自民・品確議連に要望



中野国交相（左から3人目）に
要望書を手渡す梶山会長（同2
人目）、古川副会長（同1人目）、
佐藤幹事長（同4人目）

自民党の「公共工事品質確保に関する議員連盟」（梶山弘志会長）は5日、建設産業技術者単価の引き上げを第一に掲げた要望書を中野洋昌国土交通相に提出した。建設現場の週休2日を確保しつつ、週5日労働で全産業平均並みの賃金を技能者が得られるよう賃上げを図る観点から、設計労務単価の「率の高い引き上げ」（梶山会長）を求めた。

国土省は2月中に設計労務単価を引き上げ、3月から直轄工事に適用する。

梶山会長、古川禎久副会長、佐藤信秋幹事長が国土省を同日訪れ、要望書を中野国交相に手渡すとともに、非公開で懇談した。要望内容は、1月31日の議連総会で日本建設連合会、全国建設業協会、建設コンサルタンツ協会など14団体から受けた要望を反映したものとなる。

要望項目は、△公共工事設計労務単価、設計業務委託等の扱い手の処遇改善と円滑な施工確保に向け、公共工事設計労務単価と設計業務委託等技術者単価の引き上げを第一に掲げた要望書を中野洋昌国土交通相に提出した。建設現場の週休2日を確保しつつ、週5日労働で全産業平均並みの賃金を技能者が得られるよう賃上げを図る観点から、設計労務単価の「率の高い引き上げ」（梶山会長）を求めた。

梶山会長は「率の高い引き上げ」について、「われわれにはわれわれの数字はある」としつつ、議連が必要と認識する上昇率の明言を避けた。

設計労務単価を設定する全職種の平均上昇率は近年、22年3月適用分が前年同月比2・5%、23年3月適用分が5・2%、24年3月適用分が5・9%で推移している。

中野国交相からは、石破首相の指示に基づいて設計労務単価の引き上げに取り組むとの趣旨の返答があったとした。

設計労務単価を巡っては、4日の閣議後に開かれた閣僚懇談会で、石破茂首相が賃金上昇の情勢などを踏まえて2月をめどに策定することを表明している。

技術者単価の引き上げ▽国土強靭化の着実な推進▽建設産業の扱い手確保の取り組みの推進▽公共工事の円滑な施工の確保の徹底▽賃上げ推進における賃上げを実施する企業に対する加点措置』の適切な運用――の五つ。

要望終了後の取材で梶山会長は、「扱い手確保はそれぞれの地域で重要な課題。まずは目の前にある設計労務単価を13年連続で引き上げていけるかどうか。その中身についても、2024年問題を含め、全業種（の賃金）と比較した場合に、ある程度、率の高い引き上げが必要という話をした」と述べた。

設計労務単価を巡っては、4日の閣議後に開かれた閣僚懇談会で、石破茂首相が賃金上昇の情勢などを踏まえて2月をめどに策定することを表明している。

月中に引き上げるよう中野国交相に指示した。これにより、正予算で措置され、その後継となる国土強靭化実施中期計画の策定を政府が検討していることを念頭に、「新しいフレーズに入った」（梶山会長）として、新たに国土強靭化の着実な推進を要望した。計画の早期策定を求めている。

梶山会長は、下水道管の破損が原因とみられている埼玉県八潮市の道路陥没事故を例に挙げ、「全国どこでも老朽インフラがある。その対策、調査をしっかりとしなくてはいけない」という話をさせていた。だいた」と述べた。

国土強靭化実施中期計画については、石破首相が1月24日に通常国会の施政方針演説で、5か年加速化対策の5年15兆円を上回る事業規模で6月をめどに策定することを表明している。

率の高い引き上げ必要

自民・公認議連 中野国交相に要望

自民党の「公共工事品質確保に関する議員連盟」(会長・梶山弘志衆院議員)の幹部が5日、東京・霞が関の国土交通省に中野洋昌国交相を訪ね、建設産業の担い手の待遇改善と円滑な施工確保に向けた要望書を提出した。地域ごとの担当手の処遇改善と円滑な施工への対応もある。企業の抱える、公共工事設計労務種と比較した場合にある程度、率の高い引き上げが必要だ」と訴えた。

梶山会長は「(昨年4月に時間外労働上限規制が適用され)働き方改革や週休5日を念頭に『週5日でどうも』との返答があつたといふ。梶山会長は現場の週休5日を踏まえ「しっかりと取り組む」との返答があつたといふ。梶山会長は現場の週休5日を念頭に「週5日でどうだけの収入が月換算、年換算でもうかるか」を引き上げ率の目安に挙げた。

国土強靭化では実施中期計画の早期策定を要望。梶山会長は「埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故に触れ「八潮は一例。全国どこででも老朽インフラがある」として万全の対応を求めた。



長、古川慎久副会長が要望活動に参加。△設計労務単価・技術者単価の引き上げ△国土強靭化の着実な推進△建設産業の扱い手確保の徹底△賃上げ推進に向けた「総合評価方式における賃上げを実施する企業に対する加